

平成28年第1回安堵町議会定例会議録
(第2日)

日時 平成28年3月17日(木) 午前10時
場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博	副 町 長 北田 秀章
教 育 長 楮山 素伸	
統 括 理 事 寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長 近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長 堀口 善友
総合政策課長 富井 文枝	税 務 課 長 中野 彰宏
住 民 課 長 堀川 雅央	人権同和対策課長 大星 義博
上下水道課長 石橋 史生	会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 喜多 君美代

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博	主 幹 辻井 弘至
-------------	-----------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第 1 7 号：平成 2 8 年度安堵町一般会計予算について

第 2 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第 1 8 号：平成 2 8 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第 1 9 号：平成 2 8 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 2 0 号：平成 2 8 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

議案第 2 1 号：平成 2 8 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第 2 2 号：平成 2 8 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 2 3 号：平成 2 8 年度安堵町水道事業会計予算について

第 3 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 2 号：安堵町行政不服審査会設置条例の制定について

議案第 3 号：安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等に係る写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議案第 4 号：行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第 4 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 1 1 号：安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 1 3 号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 5 発議第 1 号：無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

第 6 発議第 2 号：一日でも早い交番（2 4 期間体制）への格上げの要望書

第7 一般質問

10番 福井 保夫 議員

- ①. 奈良教育大との包括連携協力について
- ②. 買物弱者対策について
- ③. シルバー人材センターへの支援について

1番 増井 敬史 議員

- ①. 安堵町人口ビジョンの「子育て世代層」の増加策について
- ②. 定住・移住の促進策の内、首都圏等でのPR活動について
- ③. 定住・移住の促進策として、「空き家バンク制度」の取り組みについて
- ④. 「リフォーム費用の給付」による定住促進の件

9番 田中 幹男 議員

住み続けたい安堵町をめざして

- ①. 子供の医療費中卒迄の助成拡大について
- ②. 低所得者等の子供への学習支援について
- ③. 就学援助について
- ④. 男性町職員の育休制度取得について
- ⑤. 町内全域の新たな公共交通整備について

2番 浅野 勉 議員

- ①. 業務継続計画の策定について

第8 委員会の閉会中の継続調査について

第9 諸般の報告

(開 会 10時00分)

議長(森田 瞳) ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

議長(森田 瞳) 日程第1 一般会計予算審査特別委員会委員長報告を議題とします。

去る4日の本会議において、議案第17号平成28年度安堵町一般会計予算について、一般会計予算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

議長(森田 瞳) 一般会計予算審査特別委員会委員長、岡田裕明委員長。

8番(岡田裕明) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、岡田委員長。

(8番岡田裕明議員 登壇)

8番(岡田裕明) おはようございます、8番岡田裕明でございます。

ただ今から平成28年3月7日一般会計予算審査特別委員会を開催いたしましたので、審査経過並びに結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月4日の本会議において設置され同時に予算審査特別委員会に付託されました、議案第17号 平成28年度安堵町一般会計予算につきまして、委員長私岡田裕明が、副委員長に中本幸一議員が選任され、最初に行行政側より一般会計の概要と歳入歳出の概要や、特記する事項の説明を受け、それぞれ質疑に入りました。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ30億6千万円であり、前年度比9千600万円の増額、3.2%の増となっております。

増額となった理由と致しましては、子ども子育て支援策、安全安心のための防災減災、老朽化対策経費が主な要因であります。

新規事業につきましては、町制30周年記念事業、安堵町総合計画策定事業、子ども医療費助成事業(対象を中学校の通院分まで拡張)、放課後児童健全育成事業実施保育室の増設(対象学年を6年生まで拡充)、不妊治療費助成事業、美化センター収集車両購入事業、都市計画用途区域見直し、マスタープラン策定事業、奈良県防災行政通信ネットワーク事業、消防司令車購入事業、生涯学習事業(子ども英会話教室)、町内不法投棄パトロール事業が計上されており、

歳入歳出共に活発な質問が出されました。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上一般会計予算審査特別委員会を終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 質疑終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、議案第17号は委員長の報告の通り可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告を議題とします。

去る4日の本会議において、議案第18号 平成28年度安堵町国民健康保険特別会計予算について、から、議案第23号 平成28年度安堵町水道事業会計予算について、までの6議案を特別会計等予算審査特別委員会に付託いたし

ましたので委員長の報告を求めます。

議長（森田 瞳） 特別会計等予算審査特別委員会委員長、島田正芳委員長。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田委員長。

（5 番島田正芳議員 登壇）

5 番（島田正芳） おはようございます、議席番号5番島田正芳でございます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月4日の本会議で特別会計等予算審査特別委員会に付託されました、特別会計等予算6議案について、3月8日に審議が行われましたので委員長報告を申し上げます。

委員長に私島田正芳、副委員長に植田英和議員が選出されました。

最初に議案第18号 平成28年度安堵町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算は10億8千500万円で前年対比7千350万円の増額となっております。

審議し採決の結果委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

つぎに、議案第19号 平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。歳入歳出とも135万円であり、前年度対比42万円の減額であります。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

議案第20号 平成28年度安堵町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算はそれぞれ2億7千340万円であり、前年度対比2千180万円の減額となっております。

なお、地区別整備状況につきまして、詳細な説明を受けました。

審議し採決の結果、委員多数の賛成で当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

つぎに、議案第21号 平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてであります。歳入歳出それぞれ6億6千760万円で、団塊の世代の増、近隣施設の増による前年度対比5千200万円の増額となっております。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算についてありますが、歳入歳出それぞれ8千220万円であり、前年度対比380万円の増となっております。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

最後に議案第23号 平成28年度安堵町水道事業会計予算についてありますが、水道事業収益は1億8千990万円であり、水道事業費用は1億8千340万円であります。

また、資本的収入、支出の予定額は、資本的収入860万円で、資本的支出は8千360万円となっており、総額は2億6千700万円となっております。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

以上、特別会計等予算、議案第18号から議案第19号及び議案第21号から議案第23号の5議案について委員全員の賛成で可決。

また、議案第20号につきましては委員多数により可決されたことを報告いたします。

皆様の御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上報告終わります。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

質疑終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 平成28年度安堵町国民健康保険特別会計予算につ

いてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第18号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第19号 平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第19号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第20号 平成28年度安堵町下水道事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 賛成多数です、お座りください。

よって、議案第20号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第21号 平成28年度安堵町介護保険特別会計(保

険事業勘定) 予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第21号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第22号 平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第22号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第23号 平成28年度安堵町水道事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号は委員長の報告の通り、決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第23号は委員長の報告の通り可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第3 総務産業建設常任委員会委員長報告を議題とします。

去る4日の本会議において、議案第2号安堵町行政不服審査会設置条例の制定について、議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての3議案を総務産業建設常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、植田英和委員長。

7番（植田英和） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、植田委員長。

（7番植田英和議員 登壇）

7番（植田英和） 総務産業常任委員会委員長報告

7番植田英和でございます。

ただ今から総務産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について報告を致します。

当委員会は、去る4日の本会議で付託のありました、議案に結果に当たるため、8日等委員会の開催を致しました。

まず、当課長等から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り審査を尽くしました結果、議案第2号 安堵町行政不服審査会設置条例の制定について、議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定により提出資料等の写し等の交付に関する手数料に関する条例の制定について、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の制定等に関する条例の制定についての第3議案について、採決の結果、委員長全員の賛成により原案通り可決すべきものと決しました。

以上総務産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第2号 安堵町行政不服審査会設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 文教厚生常任委員会委員長報告を議題とします。

去る4日の本会議において、議案第11号 安堵町子ども医療費助成費条例の一部を改正する条例について、議案第12号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第13号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、文教厚生常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、浅野委員長。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野委員長。

（2番浅野 勉議員 登壇）

2番（浅野 勉） 文教厚生委員会委員長報告

ただ今から、文教厚生委員会における、審査の経過並びに結果について報告を致します。

当委員会は、去る3月4日の本会議で付託のありました、議案第11号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第12号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第13号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3議案の審査にあたるため、3月9日当委員会を開催いたしました。

まず、担当課長から付託案件についての説明を受けた後、質疑に入り各委員より活発に質疑がありました。

慎重に審議をし、採決した結果、当常任委員会では全会一致で原案通り可決すべきものと決しました。

各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより討論行います、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより議案第11号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第11号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。
よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり、原案の通り可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第12号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第12号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。
よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり、原案の通り可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第13号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の定める条例の一部を改正する条例について、失礼しました、基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第13号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり、原案の通り可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5意見書について

発議第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について、を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、大星議員。

（3番大星成司議員 登壇）

3番（大星成司） 3番大星成司でございます。

では、意見書についての要旨を説明させていただきます。

2015年10月20日、無電柱化に関する、無電柱化に積極的に取り組む市区町村212自治体が加盟され、無電柱化を推進する市区町村の会が設立されました。

会長には山下和弥奈良県葛城市長が呼びかけ人となって、景観形成、観光振

興の観点から無電柱化を協力に進めるよう政府に働きかけるということで、設立総会には、太田昭宏全国土交通相も出席し、大臣在任中の心残りは、ひとつが無電柱化だと述べたほか、自民党無電柱化小委員会、小池百合子委員長が国のリードで無電柱化を進めるよう共に訴えていきたいと出席者に訴えたそうです。

我が国の無電柱化は昭和61年度から進められてきましたが、諸外国に比べ大きく立ち遅れており、いまだに全国で約3千500万本の電柱が林立し、更にその数は増加し続けるのが現状であります。

これらの電柱や電線が、

1. 通行空間の安全性、快適性の確保
2. 良好な景観の形成や観光振興
3. 道路の防災性能の向上にとって阻害要因

と、なっていることから、全国的な無電柱化はもとより、2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催を控えている今こそ積極的に推進する必要がある。

多くの国民にとっては、電柱や電線のある風景を見慣れてきているせいか、問題意識は薄く、無電柱化促進の必要性について、広く一般に共有できていないように思われます。

しかしながら、子どもや孫たちの世代に安全安心で美しく誇りの持てる国土を引き継いでいくためには、国民の意識の変更を促し、その理由を、いや、理解を得ながら無電柱化を推進していくのが、必要があると考えられます。

この趣旨で大島理森衆議院議長と山崎正昭参議院議長あて、安堵町議会名で提出指せいただく予定でございます。

では意見書を朗読させていただきます。

(3番大星成司議員による意見書の朗読)

3番(大星成司) 以上でございます、よろしくご審議の程、御賛同よろしくお願ひします。

議長(森田 瞳) ただ今、提出者の大星議員から意見書を説明いただきました。

この意見書の中で1部訂正がございますので、お示しさせていただきます。

あて先が、衆議院議員大島理森殿となっておりますが、失礼致しました衆議院議長、そして参議院議員山崎正昭殿となっておりますけれども、参議院議長の誤りでございます、この後、休憩のおりに後でまた差し替えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより発議第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について、採択、採決します。
本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。
よって、発議第1号は原案の通り可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 発議第2号要望書について、一日でも早い交番（24時間体制）への格上げへの要望書について、議題と致します。
この件に、提案者は私森田でございます、議長席を副議長と交代いたしますので、少しお待ちください。

（4番森田 瞳議員議長席から自席へ 代わりに9番田中幹男議員が議長席に就く）

9番（田中幹男） それでは議事を再開いたします。
発議第2号 一日でも早い交番（24時間体制）への格上げへの要望書について、議題と致します。
本案についての趣旨説明を求めます。

4番（森田 瞳） はい、議長。

9 番（田中幹男） はい、森田議長。

（4 番森田 瞳議員 登壇）

4 番（森田 瞳） 4 番森田でございます。

ただ今より、一日で早い交番への格上げの要望書趣旨をご説明申し上げます。

安堵町における、近年の犯罪状況は主要幹線道路である国道 25 号線、大和中央道が他市町との境界線上を通過しており、当町の中央を県道天理斑鳩線が通過していること等から、町内への人的流入が容易であって車上部品狙い等の該当犯罪が、多発傾向にあります。

また、そうした環境に伴い、潜在的に発生している野菜泥棒や、消火栓付近における消防ホース格納庫等の筒先や、エアコンの室外機泥棒の発生が町民からの届けにより、安堵町として把握している現状でございます。

安堵町の面積は 4.31 平方キロメートル、人口は 2 月末で 7 千 6 2 7 人、世帯数は 3 千 3 6 0、3 千 3 8 0 世帯でございます。

当町と類似団体である三宅町と立地条件を比較いたしますと、三宅町にあつては面積 4.07 平方キロ、人口は 2 月末で 7 千 8 5 人、世帯数は 2 千 9 6 7 世帯であり、等安堵町とほぼ同程度の面積を有し、人口世帯数にあつては当町を下回っている現状でございます。

また、三宅町には、近鉄田原本線但馬駅と、近鉄橿原線石見駅を有しており、同駅前付近での乗り物等が犯罪発生件数を押し上げているという現状に、現況にあります。

こうした犯罪発生状況等から、三宅町には現在三宅町役場付近に三宅交番が設置されており、警察官 6 人により交替勤務が実施されております。

一方安堵町には、役場付近に安堵駐在所が設置されているものの、1 人勤務であり特に夜間での対応については法隆寺交番から出向いていただくため、現場対応の出遅れ等の不安要素が露呈し、懸念される現状であります。

安堵町においては、大和まほろばスマートインターチェンジが開設され、人的、物的流出入が予想され、それと共に犯罪者の流出入も容易な環境に変化するものと認められます。

夜間における万引きや、車上狙い等の犯罪が多発する事が懸念されます。

こうした環境に連動して、交通事故件数の増加についても懸念されているところでございます。

以上のような状況にあり、当町と同規模である三宅町には既に交番が設置されていることを鑑み、町民間にあつても、当町に駐在所から交番への格上げを

節に要望する声が以前にも増して高まって来ており、安堵町が安心安全のまちになることは、町民の総意であると、犯罪に対する不安を払拭する意味から、安堵町議会として、安堵交番の設置を求め、要望するものでございます。

町と致しましても、現在、現駐在所を交番に格上げされるよう警察に要望していただくようお願いするしだいでございます。

以上が趣旨説明でございます。

それでは、発議第2号朗読いたします。

(4番森田 瞳議員による要望書の朗読)

4番(森田 瞳) 以上でございます。

議員全員のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

9番(田中幹男) 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

9番(田中幹男) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

9番(田中幹男) 討論なしと認めます。

これより発議第2号 一日でも早い交番(24時間体制)への格上げの要望書について、採決を致します。

本案を原案通り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

9番(田中幹男) ありがとうございます、全員賛成です。

よって発議第2号は原案の通り決定されました、ありがとうございました。

ここで、森田議長と交替を致しますので少しお待ちください、よろしくお願い致します。

(9番田中幹男議員 議長席から自席へ 代わりに4番森田 瞳議員が議長席に就く)

議長(森田 瞳) ただ今10時45分でございます、15分休憩をいたします。
11時から再開いたします。

休 憩
10時45分
～
11時00分

議長(森田 瞳) 再開いたします。

先ほどの発議第2号の表紙の部分で、安堵町連名の10名議員で以って連署いたしました要望書の内容を、一旦安堵町議会議長宛てにとということになりますので、若干あの文面では、安堵町長の名前になっておりますけども、今、議会議長宛てに文書を作成して差し替えさせていただきますので、よろしく御了承賜りたいと思います。

それでは進めます。

議長(森田 瞳) 日程第7 一般質問を行います。

一般質問される方を申し上げます。

10番、福井保夫議員

1番、増井敬史議員

9番、田中幹男議員

2番、浅野 勉議員です。

順序につきましては受け付け順に行っていただいております。

なお、質問時間は答弁を含めまして40分と致します、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) それでは10番福井保夫議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員どうぞ。

（10番福井保夫議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番福井です。

まず1番目に、奈良教育大との包括連携協力について

1月18日に山添村が奈良教育大と包括連携協力に関する協定を調印しました。

趣旨は人口減が進む自治体へ教育支援を進めていくことです。

これまでに、奈良教育大は奈良市、大和郡山市、曽爾村、平群町と包括協定を締結しています。

安堵町も協定を結び、教育の向上に役立ててはどうか伺います。

買い物弱者対策について

下市町では、地方創成交付金を活用し、高齢者向けに日用品を移動販売する業者への補助を行うようですが、安堵町でも実施してはどうか伺います。

3番目に、シルバー人材センターへの支援について

現在町からの補助金は、会議室借用のための約2万円です。

いろいろと諸問題も出てきています、特に事務局がないことです。

シルバー人材センターは高齢者が年金支給額を減らされていく中、重要な役割を占めている団体だと思います。

今後町として、支援はありますか伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） 奈良教育大との包括連携協力について、答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます、教育長の楮山でございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

それでは、福井議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、包括連携協定とでございますが、これは自治体と大学との間で、教育も含む自治体の行政運営全般にわたって充実発展に資する事を目的として、町が大学と提携する協定であると認識を致しております。

本町では、第4次総合計画において当時の奈良産業大学、野口 隆教授に指導助言をいただきながら策定を致しました。

更には、今後の総合戦略においても、野口教授にお力添えをいただいております。

また、先の安堵中学校給食に際しては、畿央大学の先生にも協力を得ながら、官学連携のもと実現に至ったところであります。

教育委員会と致しましても、平成20年に畿央大学との間で、双方の教育の充実に向けて地域連携の協定を結んでいます。

その一環として、学校インターンシップとして、学生を現場に受け入れてきました。

先生以外にも、多くの学生が子ども達と関することで、木目細やかな指導が出来ることは勿論、特に、子ども達と年齢が近く、瑞々しい感覚を持つ大学生との触れあいで、触れあうことで、学校現場の活性化にもつながってきたところ です。

その効果は、支援スタッフ等の配置により、子どもを多角的にサポートする児童、生徒、支援事業の確立にも活かされているところであります。

今後は、それぞれの大学の特性を踏まえ、これまでの連携体制をより充実発展させるため、他の大学との連携についても検討してまいりたいと考えております、以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、校長先生のやる気が有るか無いか、また、ずっとおるわけではないので、期待しても難しい面もあると思います。

教育委員会の仕組みも変わってきました、教育長におかれましては、リーダーシップを発揮していただき、個性ある安堵小中学校にしていきたいと思 います。

新教育長に期待したいと思います。

また、下市町長も今日の新聞で見ましたが、5年後に小中一貫教育、また、

幼小中一貫教育を目指しているところもあります。

安堵町もまた、教育長リーダーシップをとっていただき、小中、幼小中一貫教育し易い安堵町だと思います。

期待しています、よろしくお願いします。

この件はこれで終わります。

議長（森田 瞳） つづいて、買い物弱者対策について、答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます、総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福井議員のご質問にお答えいたします。

過疎高齢化が進む地区では、商店が減り、日用品の購入が不便になっている地域においては、移動販売という非常に有効な手段があり、合わせて高齢者の見守りの役割を果たす優れた仕組みであるということは認識をしております。

ご存知の通り、安堵町におきましては、ならコープの理解と協力のもと、現在週1回ではございますが、町内の各地域に移動販売を実施し、実施していただいているところでございます。

価格設定につきましても、店舗と同じ金額で販売し、また、町負担なしで最大の効果を得ております。

間もなく1年を向かえ、利用者は年間延べ3万人以上と非常に、3千人以上と非常に好評を得ているところでございます。

なお、高齢者の見守り活動と安心安全対策につきましては、議員の皆様方をはじめ、地域住民の方々の協力を得て、世帯状況や一人暮らしの高齢者の情報を把握し、訪問活動などを安全安心のネットワークの体制も整ってきてまいったところでございます。

したがって、下市町の活動事例につきましては、3月3日出発式が行われたところでございますが、当町といたしましては、1歩先に実施しているところでございます。

このように移動販売は現在当町とならコープとの協議の結果、町費負担なしで町には有利に展開をしております。

今後は更なる利便性に向上に向けて、移動箇所の増設、それから販売日の追加を協議しているところでございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） ならコープもいいんですが、そこまでも下半身、足の不自由な人とかあってもいけないと思います。

そういう人は今何人がいますか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 人数、販売箇所でございますが、今町内では8箇所でございます。足の不自由な方にも近くに購入いただけるような箇所を8箇所設定のほうしております。

そして、足のご不自由な方が何人おられるかというのは、今現在資料のほう持ち合わせておりませんので、回答のほうは後ほど直接回答のほうさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） その人数にもよりますが、やはり、1人でも2人でもいけば、やはり、なんか手を打つべきやと思います。

逆に言ったら人数少なければそれだけいろんな面でし易いと思うんですが。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 足のご不自由な方の購入と、そういったことにつきましては、また、高齢者の見守り、それから支援の、担当課、担当事業課とも相談しながら、また進めていきたいと存じます。
以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） いろいろな面で、私も商工会にいましたんで、下市町のように魚を移動販売とか、安堵町にもそういう業者もおられます、そういうところに多少でも補助しながら、その人数にもよりますが、そういう面をきちっと出していただいて、今後のやっぱり役立てていかないと、やっぱり、1人でもあればなんか対策をしていくということが必要じゃないかと思えます。
桜井市では新聞販売所、郵便局等々見回り活動事業も協定を結んでいます。
やはり、これから独居、認知症の高齢者が増えてくると思えます。
そのへんをしっかりと把握していただき、なんか手を打つべきやとは私は思いますが。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） 自席から失礼致させていただきます。
健康福祉課磯部でございます、よろしくお願いいたします。
ただ今の御質問でございますが、今介護保険の認定者は、400人弱いらっしゃいます。
そのうち100人が予防支援、支援のほうの該当者でございます。
まその方々の対象が1番重要なとは思っております。
今介護保険法の改正によりまして、総合事業を実施すると、市町村が主体になりまして総合事業を実施するというのを7町協議の下で、西和7町協議の下で進めております。
その実施が29年4月から実施しなければいけないという法律もございますので、それに向けて今協議し検討をしているところでございます。

また、詳細につきましては、細かいことにつきましては、協議した内容については、先日の文教厚生委員会のほうでもご説明させていただきました。

今後も新たなことが出てくるごとに、また議会のほうにもご説明させていただきますと思っております。

包括支援センターのほうでも、そういうふうな足の悪い方の移動ですね、移動支援については、どうしていくべきかということは今検討しているところでございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 一度その人数というか、今後また、調べてお願いしたいと思えます。

この件に関してはこれで終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、シルバー人材センターへの支援について、答弁を求めます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） こちらから、3つ、4つ質問をしますので、それに答えてください。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

10番（福井保夫） はい、まず12月議会でこの件を取り下げてくれと、富井課長と近藤課長が私のところに来ました。どういう理由だったんかちょっとあれなんですけど、でまた、昨年も3月議会で、再任用について、これはちょうど一般質問締め切り日の前日に、近藤課長が電話を入れてきました。

平成27年2月22日9時20分頃です。

これに関しましても、その時は取り下げませんでした。

このへんが、これは町長の指示ですか、ちょっと町長にもお伺いしたいんですけど。

議長（森田 瞳） 町長、あれば教えてください。

町長（西本安博） 最初から通告して頂きたいと思います。

議長の了解を得てお答えいたします。

あの、基本的にはやはりどう答えるのか、どういう返答回答をするのかというのを、担当がまずは検討いたしますので、その段階でお話をしたんだと私は理解しております、以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 12月議会での、シルバー人材センターへの、それで、あといろいろと私説明しました、近藤課長と富井課長に。その内容は町長まで伝わってますかね。

その補助、支援してもらうための内容をかなり詳しく説明したんですけども、町長のほうにそれは伝わっていますかね。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） まあこれ、本会議ですので、通告主義ですので、基本的にはまずは最初に通告をしていただきたい、これだけはお願いしておきます。

それではお許しを得てお答えを致します。

当然、当然に私どもは最終的には内部でどうお答えするのか、答弁をするのかという答弁調整を行います。

その中では、内部です、行います。その中ではいろんな想定、あるいは日頃から議員さんがおっしゃっていることについて、話題に当然のぼります。

ですから、基本的には、おそらく議員さんのお考えのことは、私には全部報告はあるというように理解はしております。

以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） その辺は、明確に今後して頂きたいと思います。

次に、理事会に今まで職員の方が出ておられました。ここもうほとんど最近
は出てきてないんですが、その辺はどういう理由で。

議長（森田 瞳） 今のは、理事会というのは、シルバー人材センターの。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） シルバー人材センター、ご承知の通り、自主運営で行っ
ていただいております、総会等は出席のほうさせていただいておりますし、ご
相談等のいろいろな諸問題がございましたときは、出席のほうもさせていただ
いております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） とにかく、今まで補助しない、ずっときてました。それも分か
るような気もするんです。私はずっと立ち上げの時から一緒にやっていますが、
何時どうなるやら分からんような状況でスタートした中で、なまじっか町が補
助すればそれで無駄なお金を使うことにもなります。

そやけど、今ある程度進みながらの中で、この前も説明させていただきました
が、そこで支援しないといって、また、支援はするのかしらないのかというこ
とも答えてくれませんでした。

その辺をちょっと富井課長のほうにお伺いしたいんです。

町長（西本安博） はい、私が言います。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） お許しを得て、じゃあこちらから答弁をさせていただきます。

基本的にこの安堵町のシルバー人材センターの設立というものは、まずは、いわゆる公か民かといえば、民でスタートするというので、いろいろとまず計画を練られたところですよ。

その計画、あるいは設立につきまして、いろんなアドバイスであるとか、補助であるとかいうことは、目に見えない部分はかなり私どもも関わってきたつもりでございます。

そこで、設立をされました。

その中で、当初の設立通りに一生懸命頑張っていただきまして、最近はいくらかでも利潤が出てきているというところまで発達、発展していただいた、これは本当に喜ばしいことかなと思っております。

で、その中で、その中で我々も相談があり協力できることについてはさせていただいてきたつもりでございます。

そのところが一番大事かなと思っております。

で、我々は決して離したとか、突き放したとか言うことではございません。

常に相談があれば、対応はさせていただいております。

そのところではご理解をいただきたいと思っております。

今後もその考え方に変わりはありません。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 私はその説明したときにかなり正味の事情まで言いました。

内容、このままだったら、いい方向にはいかないだろうと。それがまた、町長のほうにもその説明が伝わってますかね、富井課長。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 状況のほうは、ご報告のほう、出来るだけ、ご報告のほうはさせていただいているところでございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） かなり切羽詰った状況で、今後悪い方向には行かないというようなことも説明させていただいてんですけども、今の町長のお答えもあまりちよっとはっきりしないような、一度またこの説明は町長直々に一回説明に行こうと思います。そのほうが、間接的に話がどこまで伝わってるんかという部分もあると思いますので、もっと、弱者高齢者に暖かい手を差し伸べていただきたいと思います。

本当年金も先ほども言いましたが、年金も減らされていくなか、仕事求めて頼ってくる人はいます。とってあんまりまた来ても、このバランスが取れない面もあるんですけど。やはり、町としていろいろと支援はお願いしたいと思います。

教育と福祉に力を入れたほうが私は人口は増えると思います。

以上で終わります。

議長（森田 瞳） 議長からちょっと問題は提起しておきます。

先ほど町長のほうで答弁のほう、質問者から答弁のほうへ、おっしゃった時に、町長は通告、質問の中の通告は無いということで、町長おっしゃった。

この辺のことについて、どこまでがその通告をするべきか、また、通告の外のことであっても、どこまでもその議論をここの本会議で交わすべきか、いうことについても、また、議会運営委員会で今後しっかりとその辺のことについては、我々議員としても認識をしておかんことにはいかんこともあるし、また、行政側への方へも申し出ていかなことあるところと思いますので、今後議会運営委員長のほうでその辺の計らいのほうで、また、後日協議させていただいて、この議事の一般質問の進め方についてですね、また、よろしく願いしておきます。

福井議員、それでよろしいですか。

10番（福井保夫） はい。

議長（森田 瞳） 続いて、1番増井敬史議員の一般質問を許します。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

（1 番増井敬史議員 登壇）

1 番（増井敬史） おはようございます、1 番増井敬史でございます。

まず最初の質問は、安堵町人口ビジョン子育て世代層の増加策についてです。

この度取りまとめられました、安堵町人口ビジョンによりますと、5 歳から 9 歳及びその子育てに当たる 3 5 歳から 4 4 歳の年代層で、転出超過になっているのが社会減の原因であると分析されています。

他の自治体の成功例からも、子育て世代の定住を促進するには、子育て世代の経済的な支援をする事が重要であり、出産祝い金制度、第 1 子の保育料の負担軽減及び第 2 子以降の保育料の無料化等の地道な施策は有効であると考えていますが、この件に関してどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2 番目の質問は、定住移住の促進策のうち、首都圏等での PR 活動についてですが、安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、主な取り組みとして、1. 首都圏等や地方への魅力 PR、2. 県内外のイベント等での魅力 PR となっていますが、どのようなターゲットに対し安堵町の魅力を訴求して移住の促進をされるのかお伺いします。

3 番目の質問は、定住移住の促進策として、空き家バンク制度の取り組みについてです。

安堵町の空き家の件数は現在何軒あり、住宅総数に占める割合は何%あるのかお伺いします。

空き家バンク制度が移住促進に効果があると考えていますが、その取り組みについてどのように考えておられるのかお伺いします。

4 番目の質問は、リフォーム費用の給付による定住促進の件についてです。

Uターンされ 3 世代同居された場合や、I ターン者、空き家バンク制度を利用される方対象に、5 年以上定住するという条件でリフォーム費用の給付をするという政策は、定住促進策として有効と考えますが、どのように考えておられるのかお伺いします。

以上です。

議長（森田 瞳） 安堵町人口ビジョンの子育て世代層の増加策について、答弁を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課の堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは増井議員の質問について、お答えさせていただきます。

当町といたしましても、子ども子育て支援といたしまして、中学校における学校給食の開始、保育園及び放課後健全育成事業、これは学童保育のことでございます、における土曜日保育の実施や、保育時間の延長、子ども医療費の拡充と、新たな子ども子育て支援の政策に相当額の経費を追加投入しているところでございます。

子育て世代を含め人口の増加策として、議員もご承知のとおり、家賃補助として、全国に先駆け固定資産税の課税免除を実施しています。

議員ご指摘の、定住者促進策として、出産祝い金制度、保育料の減額、2人目以降の保育料の無料化等についきましては、有効な手段と認識しておりますが、財源との兼ね合いもあり、今後の課題とさせていただきます。

議員ご質問の現行の保育料につきましては、議会の議決を得て執行しているところではございますが、現在内閣府、文部科学省、厚生労働省等で幼児教育の段階的無償化について協議が進められています。

平成28年度からは子ども子育て支援新制度として、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃する、これは第1子、第2子、第3子の数え方について、年齢等の条件に関係なくそのまま数えるようになる予定で、第2子については、保育料が半額、第3子以降につきましては無償化となる、これに加えて年収約360万円未満相当の1人親世帯等につきましては、負担軽減措置を拡大し、第1子を半額、第2子以降については無償化とするように検討されています。

また、出産祝い金制度につきましては、他の自治体の状況も踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

今後も国、県の動向を見極めながら、町としての独自性のある子ども子育て支援の政策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 答弁ありがとうございます。

まずこの安堵町人口ビジョンにつきましては、社会的背景にはじまり、年齢別人口構成、自然増減・社会増減の状況、人口減少段階の分析、老年人口比率の変化、町財政や住民の生活への影響等、将来の人口の推計について詳細に分析され、本町の長期的な見通しについての基本方針を示されており、大変素晴らしいものだというのが私の正直な感想です。

少し長くなりますが、安堵町人口ビジョンによりますと、本町は65歳以上の人口が平成37年まで増加する第1段階であり、この平成37年は団塊の世代が後期高齢者となる2025年ですが、この年を境に人口が維持、微減する第2段階に入るものと予測されています。

平成42年以降老年人口も減少段階に入る第3段階に入ること、本町の人口は本格的に減少し、平成72年には総人口は平成22年の水準に比べ55%減の3千580人にまで落ち込むことが見込まれています。

このような分析と将来予測をされている中で、将来の安堵町を担う子ども達とその子育て世代の年代層が転出超過になっていることは、1番問題であると思ひ、この質問をさせていただいております。

そこで質問ですが、今の答弁では政府の子ども子育て支援の政策が実施されるのを待っているように理解したのですが、安堵町独自の政策としてどのようなことを考えようとされているのでしょうか、よろしく願いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 今現在も進めておりますけども、保育園児童の待機児童のゼロを今現在実施させていただいておりますし、保育時間の延長も実施させていただきました。

先ほども言いましたように、家賃の補助、そして全国に先駆けての固定資産税の課税免除制度も実施させていただいております、以上でございます。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長、何かございますか、あれば今のことに関して、あれば…、ないですか…、はい。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 昨年この安堵町子ども子育て支援事業計画というパンフレットをいただいております、この施策の展開の2です、子どもが伸び伸び育つ家庭作りの中で、1. 子育てしやすい家庭環境づくりの1番目の経済的支援の充実とありますが、今申し上げたように、その件に関して、どのように支援しようと先ほどの質問と重なると思うんですが、考えておられてこのパンフレットを作られているのでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 増井議員、いまその資料おっしゃっているのはどの部分ですか。

1 番（増井敬史） 昨年こういうのを作られているというのでいただいております。

議長（森田 瞳） それは堀川課長のほうから出たのかな、資料。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 子ども子育て支援策といたしましても、その計画の中に示させていただいたように、今後目標も徹底させていただいて、子ども、将来的にはその子ども子育ての部分で、子ども支援の拠点となる部分を作っていきたい、それが29年を目標として行っておるところでございますけれども、子ども子育て支援センターの設立を目指しておるところでございます。以上でございます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 今の関連して、はい、磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼します。

今の施策に関連いたしまして、子育ての面に関しましては、健康福祉課で子

育っていいですか、保護者の方の連携とか、また子どもさんの連携をしていこうということで、事業を実施しております。

それは安堵町は小さい町でございますので赤ちゃんが生まれたら全部の赤ちゃんに訪問し、把握しているということが現状でございます。

その中で、お母さん方が検診に来られたり、いろいろな事業に来られた中で連携を持ってもらおう、全員で、地域で子育てをしていこうという思いから、コミュニケーションをとってもらうために、保育士が入りまして連携する一つの教室を実施しております。

また、そのお子様が大きくなられたら、その連携がずっと続くようにということで、クラブですか、クラブというような体制でお母さん方が連携して行こうと、地域に戻っても助け合っていこうというような組織作りが出来ております、以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。

いろんな、健康福祉課でも、支援していただいていることはよく存じておりますが、今回こういうふうな立派なパンフレットを昨年作っていらっしゃるのので内容について、どのように考えておられるのか聞きたいと思ひまして、質問させていただきました。

先ほどの答弁の中で今回の政府の新制度の対象となります、年収約360万円未満相当の世帯の第1子、第2子、第3子は合計何人おられるのでしょうか、また、1人親世帯は何世帯あるのかお伺いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 年収360万円未満相当の世帯につきましては、当町の保育料のほぼ第1段階から第4段階に相当する世帯に該当するものでございまして、その世帯数に関しましては42世帯、約53人が該当されます。

その中で今度の新しい制度に該当される方につきましては、14世帯14人が該当されるものと考えております。

また、1人親世帯で該当されるという部分に関しましては、3世帯3人が該

当されるということでございます。

今のところはそういう感じでございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。

私が思っていたよりも少ないようなんですけども、年収 3 6 0 万円未満相当の場合ですね、この、保育料、現行の毎月の保育料というのはいくらでございますでしょうか。また、先ほど答弁のなかでおっしゃっていた待機児童ゼロということですが、安堵町の保育園の定員と在籍人数についてお伺いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 現在のまず保育料でございますけども、標準保育時間に関しまして、3 歳児未満で生活保護受給世帯に関しましては、0 円。第 2 階層、これは住民税の非課税世帯でございますけども 3 歳児未満が 8 千 2 0 0 円、3 歳児の場合が 5 千 5 0 0 円、4 歳児以上の場合も 5 千 5 0 0 円となっております。ただ、この第 2 階層のうち 1 人親世帯につきましては 0 円でございます。

第 3 階層におきましては、住民税の所得割り課税額が 4 万 8 千 6 0 0 円未満の世帯でございますけども 3 歳児未満の場合は 1 万 7 千 8 0 0 円、3 歳児の場合は 1 万 5 千円、4 歳児以上の場合も 1 万 5 千円で、1 人親世帯の場合ですけども、3 歳児未満の場合が 1 万 6 千 8 0 0 円 3 歳児の場合は 1 万 4 千 1 0 0 円、4 歳児以上も 1 万 4 千 1 0 0 円となっております。

第 4 階層につきましては 3 歳児未満が 2 万 7 千 3 0 0 円、3 歳児が 2 万 4 千 6 0 0 円、4 歳児が 2 万 4 千 6 0 0 円となっております。

保育料につきましては以上でございます。

それと先ほど、保育園の定数でございますけども、定数は 2 5 0 名とさせていただきます。

それと、現在の保育児童の総数でございますけども、1 4 2 名となっております、以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。先ほどの国の支援というか給付がですね、あるということなんですが、今人数と保育料ですね現行の、それが半額になるということで国が半額負担していただけるのであれば、残りの分をですね安堵町独自の施策として負担してもそんなに多額の給付というか、補助にはならないと思うんですが。その辺について前向きに検討していただける考えはあるんでしょうか。お伺いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川課長。

住民課長（堀川雅央） 先ほどもお答えさせていただいたように、今現在今後の情勢も見極めながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） そういうことで是非前向きに検討して頂きたいということでこの質問を終わりますが。

次に、その中で出産祝い金制度の創設についてなんですが、子育て支援に熱心な自治体としてNHKの番組でも紹介されておりました、岡山県の奈義町では、第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円の出産祝い金が支給されています。

また、これも有名ですが、島根県隠岐の島の海士町では第1子10万円、第2子20万円、第3子50万円、第4子以降100万円の出産祝い金がこれも電話で役場に問い合わせたんですが、分割して支給されているということです。

そこで、質問ですが、安堵町の平成27年の1年間の出生数は何人だったのでしょうか、お伺いいたします。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 平成27年度の出生数でございますけども、人口の、住基のほうから拾わせていただいた0歳児でございますけども、44名でございます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1番（増井敬史） これも、安堵町独自のですね、施策として是非検討して頂きたいと思うんですが。例えば44人で10万円とか、15万円だったら、まあ、500万円とか600万円とかなると思うんですが、その検討していただける余地というのはございますでしょうか。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 最初の答弁でもご説明させていただきましたけども、出産祝い金制度につきましては、奈良県下で見ましても、上北山村で1人10万円、それと、御杖村が実施しておりますけれど、1人に当たり3万円の支給しているというような状況で、県内でも余り実例がないというのが現状でございますので、その辺も見極めながら今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

1番（増井敬史）、はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1番（増井敬史） 今の御杖村とかですね、奈良県下で過疎といわれるところが、名前が上がったんですけども、私昨日、安堵中学校の卒業式でですね、卒業生が55人で、安堵小学校の卒業生は36人、18人の2クラスであるということをお伺いしまして、中学校に入学予定者が29人で、15人と14人の少人数学級編成になるように希望しているということで、お聞きいたしました。

正直、少子化が進んでいるということで言葉では聞いていたんですが、学校、小学校、中学校の実態がですね、その過疎といわれるところの人数と変わらな

いのではないかとというような感想を持ちました。

また、昨年9月の議会で人口減少問題について質問した際に、増田レポートの地方消滅ということで、消滅可能性都市であると、安堵町が認定されているということで、危機感を抱いておりますが、その財政的に苦しいということにはわかるんですが、なんとか優先的に子ども子育て支援についてですね、前向きに検討して頂きたいと思っております。

その点につきましてはいかがでしょうか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 人口減少問題につきましては、子ども子育て支援につきましては、最も最重要課題でございますが、それ以外のいろいろな施策につきましても先月策定をしました総合戦略のほうで策定しました目標に向かって随時進めてまいりたいと思っておりますのでございます、以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 是非よろしくお願いします。

続きますて…。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください、今の子育て世代層というのと、これはもうこれで終わりですね。

1 番（増井敬史） はい、以上です。

議長（森田 瞳） はい、わかりました。

議長（森田 瞳） 続いて、定住移住促進策のうち首都圏等でのPR活動についてを、答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、よろしくお願いいたします。
す。

増井議員のご質問にお答えいたします。

首都圏等のPRとして、平成26年から東京で開催のまちイチ村イチ及び天誅組のシンポジウム等のイベントに積極的に参加し、伝統工芸である灯芯ひきを通じて、安堵町の魅力を発信しているところでございます。

加えて、町のホームページの活用は勿論のこと、総務省が所管する居住就労生活支援等の総合的なサポートサイト、全国移住ナビでも配信しています。

多くの皆様に拝見していただけるよう、更に充実強化をしていくべく、ただ今準備しているところでございます。

この2月末、安堵町まち、ひと、しごと創成総合戦略を策定いたしましたところでございます。

今後は、目標数値達成にむけ、総合戦略に掲げる主な取り組みを実あるものにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 今の答弁でございますけども、安堵町人口ビジョンの流出入先市町村、平成26年の移動状況の転入合計321人のうちですね、関西で合計が86.9%で、東京からですね、移住、転入につきましては、ほぼゼロに近いというようなデータがでておりました。それであれば、東京圏でPRして、過去の実績からですね、転入を見込まれるのかといえ、私自身はちょっと難しいのではないかと。それよりも関西重点に奈良県内、関西中心にPRしてですね、転入を促進するというほうがよいのではないかと考えておりますが、その点につきましてはどのように分析されているのでしょうか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 東京に限らず、先ほども申しましたが、町のホームページ、そして、総務省の全国移住ナビこれは全国皆さんに見ていただけるようなサイトでございます、これをただ今十分に充実したものに強化するよう準備をしておるところでございます。

間もなく議員の皆様にも見ていただけるようにしておりますので、その成果をまた見ていただきたいと存じます。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。

これでこの質問は終わります。

議長（森田 瞳） つづいて、定住移住の促進策として、空き家バンク制度の取り組みについて答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。よろしくお願いたしません。

増井議員の御質問、1つ目の御質問でございます。

平成27年3月議会でも答弁のほうさせていただきましたが、安堵町の空き家総数は100軒余りでございまして、住宅総数に占める割合は約5.4%となっております。

現時点におきましても余り差異はないかと認識しております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 私も先月の空き家セミナーに参加させていただきまして、セミナーの後の個別相談会もありまして、空き家コンシェルジュと安堵町の連携により地道に取り組んでおられることに感銘を受けた次第でございます。

先月夕方のテレビ番組で、泉佐野市の空き家バンクの取り組みを知りまして、昨日資料を送っていただきまして、富井課長にも 1 部お渡ししましたので、是非参考にして頂きたいと思っております。

概要につきましては、時間の関係もありまして省略させていただきますが、空き家バンクに登録されてその審査をクリアした物件、戸建て住宅のみなんですけども、仲介業者と契約を締結してですね、空き家バンクに登録し、それを市のホームページに掲載して不動産の流通を促進するというもので、町は直接関与するのではなくて、その市のホームページに掲載したりするというので、この取り組みにつきまして詳しい資料が手に入りまして、参考にしていただきまして是非この空き家バンク制度につきまして推進していただきますよう是非よろしくお願いいたしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） つづいて、リフォーム費用の給付による定住促進の件について、答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。よろしくお願いいたします。

増井議員のご質問にお答えいたします。

定住促進策としては、議員御指摘のとおりリフォーム費用の給付を政策として進めている自治体があるのは承知を致しております。

安堵町では定住促進策として、平成 25 年 4 月に転入世帯家賃補助、また、

平成27年1月からは、固定資産税の課税免除制度も実施し、定住人口の増加の向け施策に取り組んでいるところでございます。

増井議員のご指摘のリフォーム費用の給付は、定住促進策として有効な施策とは思いますが、現時点で実施事例を見ますと、地方の過疎対策の姿勢が強いかと、強い施策と考えております。

安堵町と致しましては、先ほど答弁させていただきましたように、先ほどから御質問いただきました、空き家相談窓口の周知、そして、空き家セミナー相談会の開催等を行い、利活用に展開していきたいと考えております。

しかしながら自治体は限られた財源の中で様々な施策を展開していくのが実情でございますので、可能な限り各種制度を導入しながら検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 答弁ありがとうございます。

財源的にも限られたなかでなんですが、何かの資料で見たんですけども、平成27年12月24日の閣議決定の、平成28年度税制改正の大綱の中にもですね、少子化対策地方創成の推進に取り組むという目的で、3世代同居に対応した住宅リフォームに係る税制控除制度の導入という個人所得課税も今年度から行われるようでございまして、このように中古住宅のリフォームについても政府の支援が今後期待できるのではないかと私は考えております。今年が町制30周年の記念すべき年ではありますが、40周年、50周年が素晴らしい年になりますよう希望いたしまして私の本日の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（森田 瞳） 続いて、9番田中幹男議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

（9番田中幹男議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番田中幹男でございます。

私は、住み続けたい安堵町を目指してということで、いくつか質問をさせていただきます。

1から5点まで質問したいと思いますけども、1については、今議会で中卒の通院での助成拡大が決まっており、常任委員会にも付託をされておりますので、質問を取り下げます。

2から5まで4点について質問をさせていただきます。

まず、2の低所得者等の子どもへの学習支援についてということで、子育て支援策の1つであります。

今県議会でも議論が始まっており、近隣の市町村では、この4月から実施される場所もあります。その1つが低所得者等の子どもへの学習支援についてであります。

今特に低所得者層では、お金が無いがために塾等へ行けず、学習の遅れ等が問題になっております。

そういう中、行政が子どもの学習支援をしようという話が全国各地へ行っておられます、あります。

1つは、居場所づくり問題であり、子ども食堂の問題、無料学習支援の問題等がありますが、ここでは、当町で学習支援について援助は出来ないのかお聞きしたいと思います。

次に、就学援助金についての問題です。

今格差と貧困が広がる中、子どもの貧困が大変な問題になっております。

パーセントできますと16.3%、12年度でそういう記録があります。

今当町でも生活補助に準ずる所得の1.3倍の人が対象になっており、小学校、中学校へ通う学業品等が補助されております。

その現状についてお聞きをしたいと思います。

それから、男性町の職員の育休制度の取得についてお伺いを致します。

今案で安堵町では1人も取っておられないということでございますけれども、是非必要な人については取得をし、民間の手本になっていただきたいというふうに思います。

日本では、なかなかこれが定着しないのが実態でありまして、生駒郡でもこれまで取った人は平群町は1人だけとなっております。人口が増えている世界的にみますと、スウェーデンは90%の男性が育休をとっております。これが実態なんです。

それから最後に、新たな交通整備についてということで、特に北部地域の問題について取り上げたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 低所得者等の子供への学習支援について、答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） それでは田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

低所得者等への、子どもへの学習支援でございますが、子どもの学習問題、学力問題については、それぞれの生活課題と直結しているところも多く、それを克服するために児童生徒自立支援事業において、小学校に支援スタッフ等を配置することで、生活面での支援と共に、学習面での支援も致しております。

小中学校独自の取り組みと致しまして、始業前や休み時間を基礎学力のための反復練習の時間に充てています。

また、中学校では、毎週月曜日の放課後に、小学校では、夏休みの長期休業中に補充学習を行っているところであります。

議員ご指摘のように今後は、児童生徒の実態を踏まえ、近隣の市町村の取り組みも参考にしながら、学力補充の対策について考え、研究してまいりたいと思えます。

続いて、就学援助でございますが、就学援助制度につきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行う制度であります。

就学援助の対象者であります。生活保護法の規定による保護を受けているもの及び生活保護に順ずる程度に困窮していると認めるものとなっております。

お尋ねの就学援助の範囲でございますが、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、進入学用品費、学校給食費、PTA会費など多様な費用となっております。

この制度により、今年度就学援助を行っている対象者は小学校で57名、中学校で21名でございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 田中議員に申し上げます。低所得者等の学習、子ども学習支援並

びに就学援助について、今教育長のほうから関連でございますので両方にわたってご説明いただきました。

ですので、両方にわたっての御質問よろしくお願いいいたします。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 子どもの親の学習支援については、奈良県ではま、最近始まったばかりで、研究の余地はあると思います。

是非、前向きに捉えてですね、まず子どもが楽しく学校に行けるような環境といいですかね、そういうものを是非作っていただきたいと思います。

やっぱりいじめの問題等についても、学力の問題も当然絡んでくると思いますので、非常に私は大事な施策の1つにはなるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

で、つぎに就学援助金の問題については、この間生活保護が切り下げられた関係上、就学援助も減っているところが大分あちこち等の自治体で出ておりますけれども、その点について安堵町は切り下げは無かったのかどうか、お聞きしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、教育長。

教育長（楮山素伸） お答えをさせていただきます。

先ほど議員から生活保護のということで、その1.3倍ということ、これは1 昨年的一般質問の中でもちょうど当時8%の税が含まれるということで、当町と致しましては8%に関らずそのまま同様のところの生活基準ということで、1.3倍ということにしたように考えております。

そのように答弁させていただいたと思いますが、今後もそのような方向でまた考えて生きたいなと考えております、以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） この就学援助金を申請するには、どういう内容になってんでしょうか。教育委員会並びに学校で申請書を渡す、こういうことなんでしょうか。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、教育長。

教育長（楮山素伸） 就学援助につきましては、間もなく1年生が入学するわけですが、それ以外の学年については学校で就学援助のチラシをお配りをしていきます。そしてそれを記入をしていただき、証明も添えていただいて、教育委員会のほうに提出していただく、こういうシステムになっています。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） あいありがとうございます。

是非ですね、あの、格差の問題っていうのは、子どものせいじゃないわけでね、結局大人社会の問題なわけですよ。やっぱ大人の社会でそういう貧困だっていることになると、子どもらまで影響すると、ましてや子どもの将来にまで関係してくることですので、是非その辺で就学援助金についても広めてって言うかな、利用していただくようお願いしたいというふうに思います。

1、2については終わります。

議長（森田 瞳） つづいて、男性町職員の育休制度取得について、答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 総務課の近藤でございます。

それでは田中議員のご質問にお答えいたします。

先の衆議院において、男性の育児休業について脚光を浴びたことも、議員もご承知の通りと思います。

育児休業については平成22年6月30日付けで、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、夫婦が共に職員であっても就業の有無等の状況に関りなく、夫婦同時に育児休業等を取得するようになりました。

しかし、女性職員に係る育児休業の取得率は100%となっておりますが、男性職員の育児休業の取得実績については当町と致しましてはゼロでございます。

それと、議員が先ほどおっしゃられました促進でございますが、厚生労働省において平成27年10月28日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主構造計画等に関する省令が公布されました。

これに伴いまして、当町におきましても特定事業主行動計画の中で男性職員の育児休業の取得促進を課題として掲げ、男性職員の育児休業についても門戸を広げて生きたいと考えております、以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 今課長が言われましたように、子どもを育てるってことは、女だけでも出来ませんですし、男だけでも出来ません。

男女の共同事業だと思います、そういう意味で、町の職員さんは是非ですね、奥さんが妊娠したら育休取るように是非率先して取っていただきたいというふうに希望をしておきます。

これが民間にも広がる1つの動機になれば当町の人口増加にも寄与することではなかろうかというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。最後の質問に移ります。

議長（森田 瞳） 町内全域の新たな公共交通整備について、答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） 先ほど田中議員のほうから御質問ございました、北部地域の公共交通の、整備についてという箇所につきましては、町内全域の新たな公共交通整備ということで、事前に通告をいただいておりますので、地域公共交通に、整備に関する考え方をこちらのほう述べさせていただきたいと思います。議員におかれましてはご存知の通り、コミュニティバスの運行につきましては、平成3月に改正を行いまして、JR法隆寺駅への乗り入れと、料金システムの改良等を行いました。

その結果、利用者数が前年の2.5倍に増えているということから、効果が上がっていることを昨年第2回と、第3回の定例議会においても答弁させていただいたところでございます。

引き続き、利用者のニーズの把握に努め更により良いものにしてまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスが運行できない地域につきましては、公共交通タクシー事業により対応しているところでございます。

こちらのほうも利用者が増えるよう周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

昨年の3月に改正を行ったところでございます、以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 今課長より説明ありましたけども、コミュニティバスについては、約2.5倍の利用者の増加ということで、このまま行くと年間2万人程度の利用者になろうかと思えます。

これについては、一応って言うか、今の状態で、しょうがないかなって言うかな、なかなか難しいと思えますと思えますけども、良かったかなというふうに思いもしております。

ただやっぱり、北部地域のタクシー助成事業については、非常に実施する側としてはやりにくい面も確かにあると思えます。駅の近い問題とかね、いろいろあろうかと、道路、勿論道路が狭いってことが最前提になったいるわけですけども、それでもやっぱり、現状の制度では私はあかんと思えますね。やっぱり今のタクシー助成事業は、町の施設に行くだけの利用ということですので、

是非、駅や、スーパーや、病院等行けるような何らかの対策が必要だというふうに思います。

現実にこの利用者っていうのはこの間増えてないと思いますので、その現状はいかがですか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今、田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在タクシー事業につきましては、利用率というのは少し少ないというところも実際にはございます。

しかし、少しでも多く利用していただけるよう、周知をしていきたいなど考えているところでございます。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 道路が狭いという問題でいえばね、もっとバスを小さくすれば良いわけですよ。当然。じゃ利用は可能なんですよ。もちろんそれだけで運行は出来ませんけども。そういうこともこれから、検討すべきだし、また、現行のタクシーでいうなら、こう、制限を設けてやる方法だってあるだろうし、また、デマンドタクシー等の予約制の交通制度もあるわけですし。是非ここです。是非、やむをえないことじゃなくてですね、新たな利便性のある交通網を確立する必要があると思います。

是非、そういう委員会等も立ち上げてですね、検討すべきだというふうに私は思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） あの、ただ今の田中議員の御質問でございますが、公共交通タクシーの運行につきましては、役場を含む町内の公共施設へのアクセス確保という目的で事業を開始しているものでございます。

現在のところ、駅への利用等については考えていないところでございます。
また、小さい車を活用して、運行してはどうかという意見もございました。
当町の現在進めておりますコミュニティバスにつきましては、安堵町のコミュニティバスとう名称で運行しているところでございますが、これは、奈良交通の運輸局認可の乗り合いバス路線として運行しているところでございます。
町独自で運行するバスとはちょっと形態が違うというところをご理解いただきたいなと思います。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 安堵町のコミュニティバスは実態的には乗り合いバスだということ、その説明はもう今まで何回も受けておりますので、皆さん理解されておりますので、コミュニティバスは本来町内を巡回するバスですので、平端駅や法隆寺駅には繋げることは出来ないわけですね。それを、だから、乗り合いバスっていう形態で繋がると、行政の英断だと思いますよ。本当にそういう意味では。

だったら、北部地域だってそれが可能だって私は思いますのでね。そんな簡単じゃないよって言うかもしれませんけども、是非あの検討すべきことだしね。やっぱり北部地域と南部地域で不公平が出ていますよ。

やっぱり北の地域で聞くと、はっきり言って文句たらたらです。それが実態です。

是非この辺はですね、英知を、是非そういう智恵を出していただいてね、検討すべき課題だというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして質問終わります。以上です。

議長（森田 瞳） 今ちょっと、議長から申し上げます。

今田中議員の発言の中で、行政側頭が良いからという、あの、文言入っておりましたですけども、これはちょっと議事録の中で削除させていただきたいと思います、いかがですか、よろしいですか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） では、削除いたします。

議長（森田 瞳） 一般質問続けます。

2番浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

（2番浅野 勉議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番浅野 勉でございます。

本日の質問事項、業務継続計画の策定について、ということで質問申し上げます。

平成27年5月に内閣府防災担当は、全国各地の市町村のための業務継続計画作成ガイドを作成を致しました。

本町には住民の生活安全の確保のために、地域防災計画があり、具体的な体制や活動手順を定めた各種の災害対策対応マニュアルが策定されております。近年各種のリスクの発生が、懸念されております。

自然災害の増加、新型インフルエンザ等の病原菌の脅威、サイバーテロによるコンピュータシステムダウン等への対策も必要です。

業務継続計画とは、災害非常時に行政が自らも被災し、ひと・もの・情報等の資源に制約がある状況下においても、優先的に実施すべき非常時優先業務を特定すると共に、業務の執行体制や、対応手順、業務継続に必要な資源の確保等の計画です。

大規模な災害が発生した時、行政も被災する深刻な事態を想定し、業務継続計画を策定することで、災害発生直後の混乱時に行政が機能不全になることを避け、短期間のうちに多くの業務を継続実施することが可能になります。

また、自らも被災者である職員の休息や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できることとなります。

この、計画の策定に当たっては、内閣府は平成27年5月、特に小規模な市町村であっても、策定作業が負担にならないよう、次の6つのポイントを提示いたしました。

1. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
3. 電気、水、食料等の確保

4. 災害時にもつながりやすい、多様な通信手段の確保

5. 重要な行政データのバックアップ

6. 非常時優先業務の整備

等を策定時の重要な要素とした、市町村のための業務継続計画作成ガイドを示されたところですが、安堵町ではこの業務継続計画は策定されておりますかお伺いいたします。

議長（森田 瞳） 業務継続計画の策定について、答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは浅野議員のご質問にお答えいたします。

安堵町ではこの計画策定は出来てはおりませんが、議員仰せの業務につきましては、個々のマニュアルとして所有し有事に備えているところでございます。以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） ありがとうございます。

現在業務継続計画は策定ありませんが、非常事態に対応する業務内容は個別に計画されているということは、今の課長の発言で分かりました。

それでは近隣市町村の計画の策定状況は、いかがでしょうか。お伺いいたします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、総務課長。

総務課長（近藤善敬） 自席から失礼致します。

奈良県下の業務継続計画の策定状況につきましては、39市町村中、策定済

みの市町村は8団体で、約20%。これにつきましては、27年の12月現在ではございます、となっております。

生駒郡内では、策定はございませんが、各町とも策定に向け検討しているところがございます。

安堵町では、地域防災計画の修正も行っているところでもあり、地域により即した実効性のある修正後の地域防災計画をベースに、現在固有している実務的な各種マニュアルを系列化し、業務継続計画の早期策定に務めてまいりたいと考えております、以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 現在、統計の上では世界の大地震の2割は日本で起きるということになっております。

災害は今後も避けられない宿命にある我が国です。

それもありますけれども、私たち住民はまず、情報を共有したいと思います。

地域で初動体制をとることにより、減災に向けた自助活動を実施していきたいと思っております。

自助、公助、共助の連携を、更に強固にしていくことをお願いして、本日の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 次に、日程第7委員会の閉会中の継続調査について、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について議題と致します。

議長（森田 瞳） 総務産業建設常任委員会委員長から、委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務産業建設常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について議題と致します。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。文教厚生常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） つぎに、議会運営委員会の閉会中の閉会中の継続調査についてを議題と致します。

議会運営委員会委員長から、委員会において、所管事務の事件において、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第9諸般の報告を行います。

議長（森田 瞳） 本定例会までに、監査委員から定期監査報告書を受けております。
報告書は議会事務局に保管いたしますので御覧いただきたいと思ひます。

議長（森田 瞳） 理事者側から、何か報告ございませぬか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。
先月末に、安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。
概要版が出来上がりましたので御覧いただければと存じます。
なお、正本が出来上がりましたらお届けをさせていただきます。
今後は総合戦略に掲げる取り組みを進めてまいりますので、ご協力のほどど
うぞよろしく御願ひいたします。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございます。
安堵町まち・ひと・しごと創成総合戦略概要版ということで、以後5年間の
総合戦略に関しまして、期待されている内容のものでございます。
議員一同しっかりとこの内容を踏まえ、勉強してまいりたいと思ひます。
以上です。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 総務課のほうから1つご報告させていただきたいと思ひます。
JRの踏み切り遮断が多くなる時間帯において、渋滞する富雄、安富橋の東
側の信号機につきまして、住民の方々から改善要望する意見が沢山ございま
した。
また、議会のほうからも要望がございました。
これにつきまして、来る3月23日の水曜日午前11時から30頃ござい
ますが、踏切を、踏み切りと連動する矢印の信号が廃止されるよう切り替わる
ことになりましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
平成28年第1回定例会を閉会致します。

閉 会
午後0時33分
